

いじめの重大事態に関する調査結果の公表について (いじめ防止対策調査会における議論の取りまとめ案)

1 公表の意義 (目的)

いじめの重大事態の調査結果の公表（以下「公表」という。）については、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）で、(1)事案の内容や重大性、(2)被害児童生徒・保護者の意向、(3)公表した場合の児童生徒への影響等、を総合的に勘案して適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされている。

一方、公表の意義については、ガイドライン等に記載はないが、いじめの重大事態の調査の目的が、当該事案の事実関係の解明及び同種の事案の再発防止であることから、公表の意義としては、次の3点に集約できると考えられる。

公表することにより、

- ・ 同種の事案の再発防止を含む、いじめ問題への学校等の対応や未然防止に活かすことができる。
- ・ 学校及び学校設置者のいじめ事案への対応について、社会的な評価を受けることができる。
- ・ いじめの重大事態の調査に係る経過や手続等を示すことができる。

2 勘案すべき要素

「ガイドライン」で「総合的に勘案して、適切に判断する」としている各要素について次のとおり考察する。

(1) 事案の内容及び重大性

いじめの重大事態の定義については、「いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」「いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」とされ、一般的には深刻な事態であると考えられる。

調査結果の公表に当たって、警察の捜査や裁判所等の審判に影響する等の具体的な状況がない限り、当該の児童生徒にとってはどの事案も「重大」なことと考えるべきであり、そうした観点からとらえると、事案の内容及び重大性を勘案して公表の適否を判断することは適切ではないと考える。

(2) 被害児童生徒・保護者の意向

いじめの重大事態の調査結果の公表の適否を判断するに当たって、被害者側の意向は重要な要素である。「ガイドライン」においては、調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認することとされている。

いじめに関する社会的な関心の高まりに加えて、高度に情報化された現代社会においては、重大事態の公表により、公表の内容・方法によっては、被害者側に耐えがたい二次被害を及ぼす可能性もあることから、事実関係は明らかにしたいが公表は望まないといった被害者側の意向は十分理解でき、そうした思いにどのように寄り添っていくかが課題となる。

また、公表自体は了承するが、公表する内容について、被害者側の理解が得られない場合も想定される。特に、加害者側への制裁の意味合いで、特定の個人が識別できる内容の公表を望むようなケースは、調査の趣旨に反するものであり、受け入れることはできない。

さらに、公表について、被害児童生徒とその保護者の意向が異なる場合も考えられる。法律上は、未成年の場合は保護者が「代理権」を持っているが、子どもの年齢によっては、子どもの意向に反して保護者の意向だけで決定してよいとは考えられないため、丁寧に双方の意向を確認し、調整することが求められる。

(3) 関係する児童生徒への影響

調査結果については、加害者側も含めて当事者である児童生徒の個人情報が多く含まれており、公表された内容が二次情報として扱われ、その情報が正確性を欠いていたり、意図的に歪められた形で外部に伝わる可能性は否定できない。

また、調査会が聴き取り等の調査を重ねても、確認しきれない部分が残ることも考えられ、そうした背景を考慮せずに事案についての評価や認識が定まってしまう懸念も生じる。

さらに近年では、SNSなどのコミュニケーションツールを通じて、個人のプライバシーが拡散される傾向があり、そうしたことが実際に起きれば、関係する児童・生徒への影響は計り知れないものがある点に留意すべきである。

3 公表の方法

(1) 基本認識

勘案すべき要素についての考察を踏まえた上で、当調査会では、県立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について、原則としてすべての事案を公表するよう提言する。

社会全体でいじめ問題に取り組むためには、調査によって明らかになった事実関係や学校・教育委員会の対応などを教訓として活かす必要がある。

そのためには、被害者側の意向や関係する児童生徒に配慮しながら、かつ、公表の意義と公表による様々な影響を比較衡量した上で、調査結果について可能な限り社会全体で共有することが求められていると考える。

(2) 被害を受けた側の意向

公表についての被害者側の意向は、公表するか否かを勘案する際の重要な要素であるが、被害者側の意向のみで何も公表しないとするのは、本調査会としては、適当ではないと考える。

公表について被害者側の意向には極力沿うべきだと考えるが、被害者側の理解が得られない場合でも、事案の詳細は記載せず、再発防止策を重点的に示すことも可能であり、公表の意義からすれば、仮に再発防止策だけであっても公表に係る最低限の目的は達し得ると考えられる。

公表に係る被害者側への対応については、児童生徒及び保護者の感情にも十分配慮した上で、公表の趣旨を丁寧に説明し、どこまで公開してよいかその範囲についても十分調整する必要がある。

また、未成年者の保護者に「代理権」があるとしても、保護者の意向だけでなく、児童・生徒の発達段階を踏まえて、児童生徒本人も含めた上で公表の意向を確認する必要がある。

さらに、加害者とされる児童生徒への配慮も必要となる。特定の個人が識別されるような情報は、例え被害者側が希望しても応じられないことを明確に伝えるべきである。

(3) 公表資料

公表方法としては、調査報告書の一部を黒塗りした上で公表する方法、及び調査報告書をもとに公表版を作成して公表する方法（以下「公表版」という。）が考えられ、どちらの方法によるかは、公表に係る被害者側の意向を踏まえてなされることが望ましい。

例えば、被害者側が公表を容認する場合は、個人名や学校名など、個人が識別される最低限の箇所を黒塗りにした調査報告書での公表が、最も事実を詳細に伝えられる一方で、被害者側が公表を望まない場合は、プライバシーに配慮した形での公表によらざるを得ず、公表版の作成が求められる。

公表版による場合には、極力、全体像を分かりやすく示すことが求められるが、分かりやすくすることに意識が行き過ぎ、結果的に公表版が調査結果の内容を意図的に変えたと受け取られないように留意する必要がある。

公表版の作成主体については、公表自体は学校設置者である教育委員会主体で行うことが望ましいため、調査結果をもとに教育委員会が公表版を作成すべきである。ただし、公表版の作成において、調査結果を意図的に変えたと疑義が生ずることを防ぐためにも、調査報告書を作成した調査委員等によるチェックが必要である。

公表版の作成について、教育委員会は被害者側との調整に加え、委員のチェックを受けることになり、また、被害者側の感情面に配慮しながら進める必要があることから、相当な時間と労力を要することは想像に難くない。

被害者側との調整は極力丁寧に行う必要があるが、事案によっては被害者側と折り合いがつかない場合も考え得る。

そうした場合には、社会通念上妥当と考えられる調整を行った上で、最終的には教育委員会の判断により、公表することもやむを得ない。

(4) 公表方法

公表に当たっては、記者会見、記者への資料提供、県ホームページへの掲載等の方法が考えられる。

公表については、被害者側の意向によって、どこまで内容を示せるか事案によって異なるため、どの方法によるかは事案ごとに検討することが望ましい。

(5) 公表する期間

県ホームページに掲載する場合の公表期間については、同種の事案の再発防止を含むいじめ問題への対応に活かすために広く知らせるという趣旨からすれば、一定期間の公表は必要であるが、公表期間が長期に及び、関係者の個人的な体験が広く知られる状態が継続することは、当事者にとって望ましいことではないため、おおむね6か月程度とすべきである。

なお、公表期間中であっても、被害者側の公表に対する考えに変化が生じるなど公表の継続が困難な事情が生じた場合は、公表を中止し、又は公表内容を一部変更することもあり得るものとする。